

(1) 厚生労働省「出産・子育て応援交付金」について

厚生労働省

Q1：事業の概要¹と2次補正分の執行状況

面接を条件に、出産応援ギフト5万円相当、子育て応援ギフト5万円相当を給付する。現金

給付は推奨しておらず、あくまで例外。

実際の状況はどうか。具体的には

現金給付の比率と、「それ以外のクーポン等によるもの」の比率

現金を選んだ市町村にどのような属性がみられるか？

「それ以外のクーポン等」を選んだ自治体にどのような属性がみられるか？

Q2：地元の高松市ではフェリカポケットマーケティング社のシステムを使ってデジタル商品券を発行したこともあるが、本年初めにスタートさせた「出産・子育て応援交付金」事業については、早期開始を目指したこともあってか現金給付とした。

電子カタログなどIT活用では、ギフトパッド社、グラファー社のサービスを利用する多くの自治体がある。

厚労省はIT活用の事例を自治体に示したのか？

Q3：伴走型支援の方法について。市町村では具体的にどのような取組みをしようとしているのか？「オンライン面談を含め、対面を原則とする」と聞いているが、どのようなツールが広く活用されているのか？IT活用で先行する自治体の事例集を厚労省は自治体に示したのか？

デジタル庁

Q4：デジタル庁の「防災DXサービスマップ」(初版)の概要と狙い²

¹ 4年度2次補正1267億円、5年度当初370億円

² 防災分野におけるデータ連携を促進し、デジタル防災を強力に推進するために、防災分野のデジタル技術を活用したシステムやアプリといったサービス等について公募。これらのサービス等を現場で迅速に検索し、簡便に入手するためのツール。

厚生労働省

Q5：全国旅行支援では途中から「デジタル原則」を河野大臣が打ち出し、観光庁が応じた。「出産・子育て応援交付金」事業ではデジタル庁と何らかの事前コンタクト、協議をしたのか？

Q6：「出産・子育て応援交付金」事業の実施主体は市町村。小さな基礎自治体ではデジタル化の専門人材がない。3つの自治体や関係事業者3社へのヒアリングを基に下記、述べる。

事業の効率化、二重投資を避けるため、都道府県が音頭をとることがあっていいと思うが、本件の交付金制度で汗をかく都道府県側に何かメリットはあるか？広域連携による電子クーポンプラットフォームの構築経費は国が出すようだが、これは都道府県からみれば必要経費でしかない。どのようなインセンティブが音頭をとる都道府県にあるか？

内閣官房 こども家庭庁準備室

Q7：来月1日に発足のこども家庭庁の準備室はこれまでの質疑で浮き彫りになった課題について、どのような見解か？「出産・子育て応援交付金」事業は令和6年度も継続する方向。昨年12月に「こども政策DX推進チーム」が伴奏型相談支援のDX推進について、優先して取り組むことになったと聞く。どう取り組むのか？

デジタル庁

Q8 デジタル庁は中央省庁が利用するシステム関係予算について、一括して予算要望する。ただ、全国規模で見ると、各省庁が地方自治体に事業の執行委託をする様々な助成制度等において、

① システムの開発・運用で自治体ごとにシステム投資がなされたり、
また、一方では

② デジタル化することで事業執行の大幅な見込まれるのに、そうならない分野が多々あったりするのではないか？

そこで、まずは例えば一定金額以上の大型事業については、早期にデジタル庁に対し、事業の概要を示し、デジタル化の可能性、効率化について照会し、デジタル庁が助言してはどうか。デジタル庁の見解は如何に、「機動的改善チーム」を設けた狙いとあわせて回答を。

(2) 国勢調査のデジタル化による効率化

総務省

Q9 大学で国勢調査について講義を頼まれ、国勢調査について勉強した際、気づいたことがあるので、以下、質問する。

5年に1度実施する国勢調査。前回の令和2年秋の調査について、予算規模と調査段階におけるIT技術の活用やデジタル化の現状は如何?³

Q10 国勢調査において、マイナンバー、マイナンバーカードで利用できるマイナポータル³の活用可能性について聞く。

マイナンバーを利用できる範囲はマイナンバー法で、社会保障分野と税や防災等に限定されている。従って、もし、国勢調査に利用する場合には同法の改正が必須となる⁴。

しかし、マイナンバーカードで利用できるマイナポータルについては、マイナンバー法との関係では使えるのではないか。実務面の問題はさておき、統計法の改正が必要なのか、必要な改正項目は何か?

Q:11 国勢調査の調査票。今はどうやって配り、回収率はいくらか? 世帯主に実際に会えない場合、どのようにして、高い回収率を維持しているのか?

デジタル庁

Q12 マイナンバーカードやマイナポータルからはどのような個人情報が入手できるのか? 代理人登録の機能を使っていれば、どうか?

³ 2010年調査で郵送提出と東京都でインターネット回答方式を導入。2015年にはネット回答を全国展開。

⁴ 総務省統計局「令和2年国勢調査に関するQ&A(回答)」に以下の記載あり。
「マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用・提供が禁止されています。社会保障・税・災害対策の行政手続きに限り利用が認められていますので、国勢調査で利用することはできません。

また、マイナンバーは住民基本台帳(住民票)のデータに番号が割り振られることから、限られた人口の属性しか得られません。地域の振興計画や街づくり、福祉対策などの各種の行政施策の基礎資料としては、男女、年齢別などの基本事項と組み合わせた就業の状況や従業地・通学地の状況など様々な統計を必要とするため、国勢調査を行う必要があります。」

総務省

Q13 もし、調査票としてマイナンバーカードで個人認証したスマホのアプリや、マイナポータルと連携した調査票を活用すれば、こうした「デジタル調査票」に、家族などのデータを取り込むことができる。わざわざ全てをゼロから「紙の調査票」に書き込まなくても済む。もちろん、住民票記載の住所と、実際の住んでいるところが異なるなど、国勢調査の質問、把握したい実体と異なる場合には、マイナポータルなどから「デジタル調査票」に取り込まれたデータを上書きして訂正、提出するようにすればいいのではないかと？総務省の見解や如何に？

Q14

「誰一人、とり残さない」ことは極めて大事だが、多くの人が使っているデジタル基盤を有効活用して、行政の事務の効率化、国民の時間と税金を無駄にしないことも重要であり、両者は両立できる。

例えば、確定申告期間中の相談は、かねて電話予約を一切受け付けておらず、その日に税務署に足を運んで順次、相談していた。今も電話予約は一切受け付けていないが、国税庁が令和3年からLINEを使って、300万人以上の納税者と「友だち」となり、予約できるようにした。国民負担は大きく軽減した。もちろん、従前どおり、当日予約なしで税務署に出向きも、空きがあれば相談できる。

このLINEを使った税務相談予約システムでは氏名などの個人情報を使わず予約するもの。一方で、国民の機微な情報を扱う税務申告でも、マイナポータルから申告に必要な情報の取得が可能で、国勢調査がこのデジタル基盤を一切利用しないというのはとても腑に落ちない。

国勢調査においても、多くの人が使っているマイナポータルなどを活用すれば行政側の省力化と数多くの国民が時間を節約することが可能なのではないかと。そのうえで、「誰一人、とり残さない」よう、人海戦術などで対応してはどうか？

振り返れば、国勢調査においても回答については、ネット回答が2010年に地域限定でスタートし、2015年から全国展開した。2025年調査から、質問票の配布等についてもマイナンバー等の活用を少なくとも試験実施すべきではないかと。総務省の見解や如何に？

以上